

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知(第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項(第8号については、<u>株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。</u>)にあつては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。)とするものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下この条及び次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該新株予約権付社債に係る社債管理者又は財務代理人が設置される場合は、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2</p>	<p>(会社からの決議等の通知)</p> <p>第6条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第12条第3項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知(第4号から第8号まで及び第24号に掲げる事項にあつては、<u>株券提出案内及び自己株式預託通知書を含む。</u>)するものとする。その株券について証券取引所への上場の廃止(以下この条及び次条において「上場廃止」という。)の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>2 新株予約権付社債券の発行者は、新株予約権付社債の発行の決議を行った場合は、機構に対してその決議内容を通知するとともに、規程第9条第2号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第1号から第3号までに掲げる書類を、規程第9条第4号に規定する新株予約権付社債券の発行者は次の第2号から第7号までに掲げる書類を、それぞれ提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該新株予約権付社債に係る社債管理者又は財務代理人(<u>発行事務、期中事務及び元利金支払事務の委託を会社から受けた事務代行会社(銀行、信託会社又は担保付社債信託法第5条の免許を受けた会社に限る。)</u>をいう。以下同じ。)が設置される場合は、社債管理委託契約書及び元利金支払事務委託契約書の各写</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3 新株予約権付社債券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該新株予約権付社債券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又はこれらに該当した場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。規程第9条第2</p>

号に規定する新株予約権付社債券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)～(3) (略)

(4) 社債管理委託契約の変更、代表社債管理者の変更又は代表財務代理人の変更

(5)～(8) (略)

(9) 新株予約権付社債についての利率の変更

(10)～(14) (略)

4～8 (略)

(会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第27条 (略)

2 前条の規定は、吸収合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収合併存続会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(吸収合併存続会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第749条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前条の規定は、吸収分割会社(吸収分割をする会社をいう。)の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収分割承継会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(吸収分割承継会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該吸収分割による新株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第758条第7号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

5 (略)

号に規定する新株予約権付社債券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。

(1)～(3) (略)

(4) 社債管理委託契約の変更、代表社債管理者の変更又は財務代理人の変更

(5)～(8) (略)

(新設)

(9)～(13) (略)

4～8 (略)

(会社の吸収合併、吸収分割又は株式交換の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第27条 (略)

2 前条の規定は、吸収合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収合併存続会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第749条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前条の規定は、吸収分割会社(吸収分割をする会社をいう。)の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき吸収分割承継会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等の比率」とあるのは「当該吸収分割による新株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第758条第7号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 前条の規定は、株式交換完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式交換完全親会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）」とあるのは「（株式交換完全親会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。）」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式交換比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第768条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

（会社の新設合併、新設分割又は株式移転の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）

第28条（略）

2 第26条の規定は、新設合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設合併設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）」とあるのは「（新設合併設立会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。）」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第754条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。

3（略）

4 第26条の規定は、新設分割会社（新設分割をする会社をいう。）の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設分割設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）」とあるのは「（新設分割設立会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。）」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該新設分割による株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第

6 前条の規定は、株式交換完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式交換完全親会社の交付すべき新株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式交換比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第768条第1項第6号に規定する効力発生日」と読み替えるものとする。

（会社の新設合併、新設分割又は株式移転の場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）

第28条（略）

2 第26条の規定は、新設合併消滅会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設合併設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該合併比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第754条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。

3（略）

4 第26条の規定は、新設分割会社（新設分割をする会社をいう。）の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき新設分割設立会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第1号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該新設分割による株式の割当比率」と、同号及び第2号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第764条第1項に規定する日」と読み替えるものとする。

764 条第 1 項に規定する日」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 第 26 条の規定は、株式移転完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式移転設立完全親会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(株式移転完全親会社株式の割当てを受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式移転比率」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 774 条第 1 項に規定する日」と読み替えるものとする。

(全部取得条項付種類株式を取得する場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 29 条 (略)

2 第 26 条の規定は、全部取得することとなる株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき他の株式として交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数)」とあるのは「(全部取得条項付種類株式の対価として当該会社の他の株式の交付を受けない株式に係る株式の数を除く。)」と、「預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した」とあるのは「会社法第 108 条第 2 項第 6 号口の規定に基づき交付される」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「取得日」と読み替えるものとする。

(預託を制限する日の取扱い)

第 38 条 規程第 53 条第 4 号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として株券提出期日とする。

2 (略)

(自己株式消却等に係る交付の取扱い)

5 (略)

6 第 26 条の規定は、株式移転完全子会社の発行する株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき株式移転設立完全親会社の交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「当該併合又は分割等」とあるのは「当該株式移転比率」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「会社法第 774 条第 1 項に規定する日」と読み替えるものとする。

(全部取得条項付種類株式を取得する場合における参加者口座簿等の記載又は記録の変更)

第 29 条 (略)

2 第 26 条の規定は、全部取得することとなる株券に係る預託株式数と当該預託株式数につき他の株式として交付すべき株式の数が同数でない場合に準用する。この場合において、同条第 1 号中「預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した」とあるのは「会社法第 108 条第 2 項第 6 号口の規定に基づき交付される」と、同号及び第 2 号中「当該併合又は分割等の効力発生日」とあるのは「取得日」と読み替えるものとする。

(預託を制限する日の取扱い)

第 38 条 規程第 53 条第 3 号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として株券提出期日とする。

2 (略)

(自己株式消却に係る交付の取扱い)

第 60 条の 3 会社の株主名簿管理人である参加者は、
機構が当該会社の預託株券につき会社法第 217 条第
1 項の規定による申出をしている株式数の範囲内
において当該会社が同法第 178 条に規定する自己株式
の消却を行う場合は、第 55 条の規定にかかわらず、
機構の定める自己株式消却等通知書（兼交付請求
書）を機構に対して提出することにより交付請求を
することができる。

2 前項の規定は、吸収合併、新設合併、吸収分割、
新設分割、株式交換又は株式移転により、自己株式
又は吸収合併存続会社等（第 27 条第 1 項に規定す
る吸収合併存続会社、同条第 3 項に規定する吸収分
割承継会社及び同条第 5 項に規定する株式交換完全
親会社並びに第 28 条第 1 項に規定する新設合併設
立会社、同条第 3 項に規定する新設分割設立会社及
び同条第 5 項に規定する株式移転設立完全親会社を
いう。以下この項において同じ。）が有する吸収合
併消滅会社等（第 27 条第 1 項に規定する吸収合併
消滅会社、同条第 4 項に規定する吸収分割会社及び
同条第 5 項に規定する株式交換完全子会社並びに第
28 条第 1 項に規定する新設合併消滅会社、同条第 3
項に規定する新設分割会社及び同条第 5 項に規定す
る株式移転完全子会社をいう。）の株式に対して吸
収合併存続会社等の株式が割り当てられない場合
における参加者が行う交付請求（機構が認めるもの
に限る。）について準用する。

（単元未満株式の売渡請求の取次ぎ）

第 62 条の 3 （略）

2・3 （略）

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号
に定める期間につき、単元未満株式の売渡請求の取
次ぎの受付を停止する。

(1) 決算日又は中間決算日がある場合

決算日又は中間決算日（当該日が休業日に当た
る場合は、その前営業日）の 12 営業日前の日か
ら当該決算日又は中間決算日までの期間

(2) （略）

第 60 条の 3 参加者（会社の株主名簿管理人に限る。）
は、機構が当該会社の預託株券につき会社法第 217
条第 1 項の規定による申出をしている株式数の範囲
内において当該会社が同法第 178 条に規定する自己
株式の消却を行う場合は、第 55 条の規定にかかわ
らず、機構の定める自己株式消却通知書（兼交付請
求書）を機構に対して提出することにより交付請求
をすることができる。

2 前項の規定は、会社が合併、吸収分割、新設分割、
株式交換又は株式移転により当該会社の自己株式
に対して存続会社、承継会社又は新設会社の株式が
割り当てられない場合における参加者が行う交付
請求について準用する。

（単元未満株式の売渡請求の取次ぎ）

第 62 条の 3 （略）

2・3 （略）

4 機構は、次に掲げる場合は、原則として当該各号
に定める期間につき、単元未満株式の売渡請求の取
次ぎの受付を停止する。

(1) 決算日又は中間決算日がある場合

決算日又は中間決算日の 12 営業日前の日から
当該決算日又は中間決算日までの期間

(2) （略）

(準用規定)

第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号及び第7号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

(一括預入れの時期)

第80条 (略)

- 2 規程第88条の3第1項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れは、第88条の3第1項に規定する効力発生日等の前営業日の午前9時から午前10時までの間に所定の預入れ票を添付して行うものとする。
- 3 前項に規定する準備新株予約権付社債券の一括預入れに関して、機構は、預入れ日の前営業日に会社に対して、当該一括預入れすべき準備新株予約権付社債券の総額について通知する。

第2節 新株予約権の行使等

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の取次ぎ)

第83条 (略)

2・3 (略)

- 4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。
 - (1) (略)
 - (2) 新株予約権の行使期間満了日の前営業日以降の日。ただし、新株予約権の行使期間満了日が償還期日又は規程第88条の3第1項に定める効力発生日等にあたる場合には、新株予約権の行使期間満了日の2営業日前の日以降の日
 - (3) (略)
 - (4) 規程第53条第4号に規定する日の2営業日前の日
 - (5) 取得条項付新株予約権付社債の全部取得日の2営業日前の日以降の日
- 5 (略)

(準用規定)

第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第5号及び第7号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。

(一括預入れの時期)

第80条 (略)

(新設)

(新設)

第2節 新株予約権の行使

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の取次ぎ)

第83条 (略)

2・3 (略)

- 4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。
 - (1) (略)
 - (2) 新株予約権の行使期間満了日の前営業日以降の日。ただし、新株予約権の行使期間満了日が償還期日にあたる場合は、新株予約権の行使期間満了日の2営業日前の日以降の日
 - (3) (略)
 - (4) 規程第53条第3号に規定する日の2営業日前の日
- 5 (略)

(新設)

(削る)

(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う預託新株予約権付社債券等の提出)

第 83 条の 2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、顧客から預託新株予約権付社債券を会社に提出するよう委任された場合には、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、取得条項付新株予約権付社債の全部取得日の前営業日に機構に取り次がなければならない。

2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規定による顧客からの預託新株予約権付社債券の提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を機構が定める時間までに提出して、新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。)を機構に提出しなければならない。

3 機構は、参加者から前項に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類の提出を受けた場合には、その日から起算して 3 営業日目の日に、新株予約権付社債券に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を添付して会社へ提出するものとする。

4 機構及び参加者は、機構が参加者から第 2 項に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類の提出を受けた日の翌営業日に参加者口座簿又は顧客口座簿に全部取得日に提出する

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)

第 83 条の 2 参加者は、顧客から規程第 92 条の 2 第 1 項の規定に基づいて新株予約権の行使の申出を受けた場合は、顧客口座簿の記載又は記録を確認のうえ、速やかに機構に取り次がなければならない。

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定に基づき参加者が新株予約権の行使を取り次ぐ場合について準用する。この場合において、同条第 2 項及び第 4 項中「預託新株予約権付社債券」とあるのは「別途保管新株予約権付社債券と読み替えるものとする。」

(新設)

券面の総額の減額をそれぞれ記載し、又は記録しなければならぬ。

(株式発行の配分明細データ)

第 84 条 機構は、第 83 条第 3 項又は第 83 条の 2 第 3 項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株予約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した日から起算して 3 営業日目の日の正午までに、会社から規程第 92 条第 4 項及び規程第 92 条の 3 第 5 項において準用する規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「株式発行通知書データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法により受けるものとする。ただし、第 83 条の 2 第 3 項の規定により会社に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した場合であって、規程第 92 条の 3 第 3 項の規定により通知された株主となるべき者の数が多いこと等の理由により、会社が 3 営業日目の日の正午までに、株式発行通知書データを送信することができないと認められるときは、機構が別に定める日までに通知するものとする。

2 (略)

(新株予約権の行使等に伴う口座振替の通知の取扱い)

第 84 条の 2 振替元参加者は、規程第 92 条の 2 第 2 項(規程第 92 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。)に定める通知を機構に対して行うときは、前条第 1 項に規定する方法により、当該振替に係る株式の数及び振替元参加者の口座について通知を行うものとする。

2 機構は、規程第 92 条の 2 第 3 項(規程第 92 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。)に定める通知を振替先参加者に対して行うときは、前項の通知を振替先参加者ごとに編集し、振替先参加者の参加者口座簿の記載日の前営業日に振替先参加者に通知する。この場合において、機構は、同項の通知の受領日の翌営業日に、当該振替に係る株式の数について、振替元参加者の口座に減少の記載又は記録をするとともに、振替先参加者の口座に増加の記載又は記録をする。

(株式発行の配分明細データ)

第 84 条 機構は、第 83 条第 3 項(前条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により会社に新株予約権付社債券及び新株予約権の行使申出書等を提出した日から起算して 3 営業日目の日の正午までに、会社から規程第 92 条第 3 項において準用する規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ(以下「株式発行通知書データ」という。)の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法により受けるものとする。

2 (略)

(新株予約権の行使に伴う口座振替の通知の取扱い)

第 84 条の 2 振替元参加者は、規程第 92 条の 3 第 2 項に定める通知を機構に対して行うときは、前条第 1 項に規定する方法により、当該振替に係る株式の数及び振替元参加者の口座について通知を行うものとする。

2 機構は、規程第 92 条の 3 第 3 項に定める通知を振替先参加者に対して行うときは、前項の通知を振替先参加者ごとに編集し、振替先参加者の参加者口座簿の記載日の前営業日に振替先参加者に通知する。この場合において、機構は、同項の通知の受領日の翌営業日に、当該振替に係る株式の数について、振替元参加者の口座に減少の記載又は記録をするとともに、振替先参加者の口座に増加の記載又は記録をする。

(実質株主票)

第 85 条 規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 83 条第 2 項及び規程第 92 条の 3 第 4 項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。

2・3 (略)

(実質株主票の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項)

第 86 条 規程第 92 条第 4 項において準用する規程第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(削る)

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 機構は、参加者から前条第 2 項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、第 83 条第 2 項に規定する新株予約権の行使申出書等と併せて第 83 条第 3 項に規定する日に当該単元未満株式買取請求書を会社へ提出するものとする。

2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第 1 項に規定する

(実質株主票)

第 85 条 規程第 92 条第 4 項(規程第 92 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)において準用する規程第 83 条第 2 項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。

2・3 (略)

(実質株主票の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項)

第 86 条 規程第 92 条第 4 項(規程第 92 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)において準用する規程第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める実質株主の申出に関する帳簿の記載事項又は記録事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(5) (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 87 条の 2 参加者は、顧客から別途保管新株予約権付社債券について規程第 92 条の 2 第 2 項に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を受けた場合、又は参加者自己分の別途保管新株予約権付社債券について同条に規定する新株予約権の行使を行うことにより生じる単元未満株式の買取請求を行う場合は、その旨の申出を、第 83 条の 2 第 2 項において準用する第 83 条第 2 項に規定する機構に対する申出又は申出の取次ぎと同時に行うことができる。

2 前項の場合において、参加者は、機構に対し新株予約権の行使申出書等に併せて、第 62 条第 2 項に規定する単元未満買取請求書を機構に提出しなければならない。

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 88 条 機構は、参加者から第 87 条第 2 項又は前条第 2 項に規定する単元未満株式買取請求書の提出を受けた場合は、第 83 条第 2 項(第 83 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する新株予約権の行使申出書等と併せて第 83 条第 3 項(第 83 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する日に当該単元未満株式買取請求書を会社へ提出するものとする。

2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、第 87 条第 1 項又は前

単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第 89 条 規程第 94 条第 1 項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者又は財務代理人を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

(支払内容の証明)

第 93 条 機構は、代表社債管理者又は代表財務代理人から預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務取扱参加者の支払内容について照会を受けた場合は、当該元利金支払事務取扱参加者に事情を聴取のうえ、当該代表社債管理者又は当該代表財務代理人に対して当該元利金支払事務取扱参加者の支払内容に関する証明書を発行する。

条第 1 項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(元利金支払事務取扱参加者の届出事項)

第 89 条 規程第 94 条第 1 項に規定する元利金支払事務取扱参加者は、当該元利金支払事務取扱参加者が元利金支払事務を受託した新株予約権付社債券(規程第 9 条第 4 号に規定する新株予約権付社債券については社債管理者を設置している場合に限る。以下この節において同じ。)の上場日(機構が別に指定する場合は、当該指定日)までに、元利金支払基金の受入れに使用する銀行口座等(以下「元利金支払基金入金口座」という。)を、機構に対し所定の書面により届け出なければならない。

(支払内容の証明)

第 93 条 機構は、代表社債管理者から預託新株予約権付社債券に係る元利金支払事務取扱参加者の支払内容について照会を受けた場合は、当該元利金支払事務取扱参加者に事情を聴取のうえ、当該代表社債管理者に対して当該元利金支払事務取扱参加者の支払内容に関する証明書を発行する。

附 則

この規則改正は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。